

公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会
タイプ別認証要項(介護予防タイプ)（案）

第1章 総則

第1条（目的）

本要項は、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）のタイプ別認証規程第4条に基づき作成された、「タイプ別認証(介護予防タイプ)の認証基準」を基準文書として適合性評価を行う、タイプ別認証(介護予防タイプ)のスキーム文書である。

第2条（認証スキームの適用範囲）

本認証スキームは、下記の要件をすべて満たす全国協議会登録クラブを対象として、クラブ単位で適用する。

- － 関係する法令を遵守してクラブ運営を行っていること
- － 公序良俗に反する事業を行っていないこと
- － 反社会的勢力及び団体と関係を有していないこと

第3条（用語・定義）

※一般的ではない文言や、定義をしないと誤解を生じる可能性のある文言について、規定する。
例えば、認証、適合、不適合、介護予防、指摘事項、是正処置、判定・・・

定義すべき対象は審査機関と検討が必要

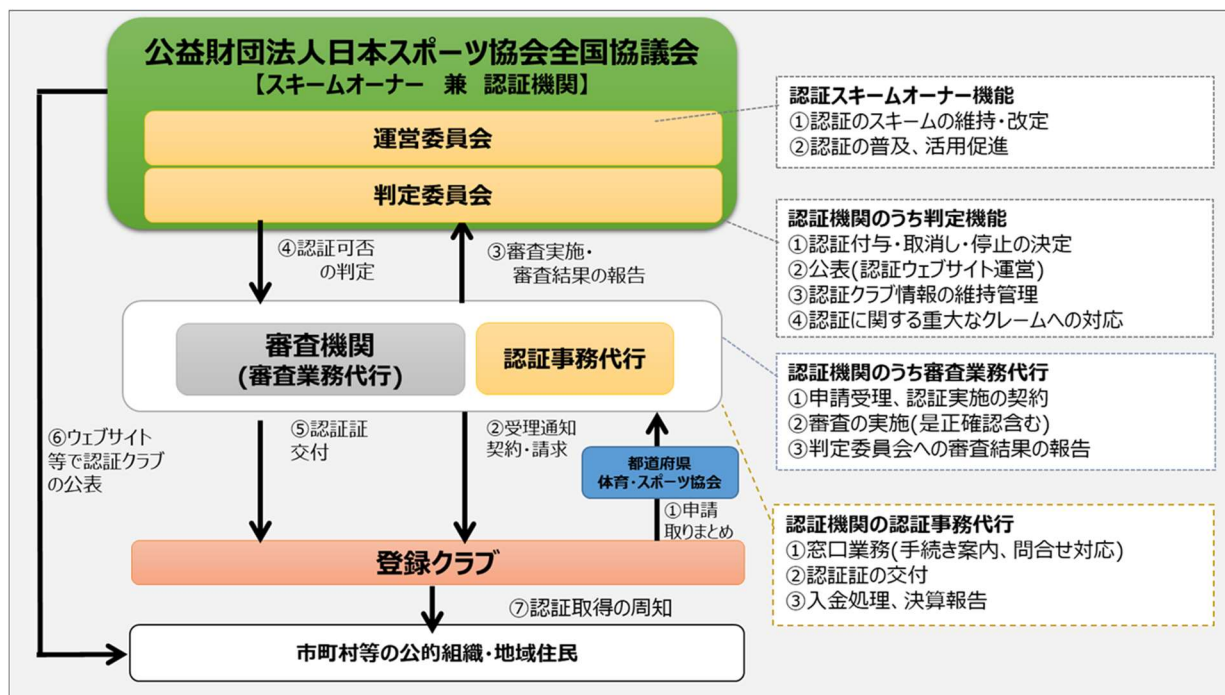
第2章 認証の運営

第4条 (運用体制)

本認証スキームは、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会(以下「全国協議会」という。)をスキームオーナー兼認証機関として運営を行う。

本認証スキームの運用体制及び各運営組織の責任・権限を図1に示す。

図1 本認証の運用体制図



第5条 (スキームオーナー)

スキームオーナーは、全国協議会が務める。全国協議会は、上記活動を行うために運営委員会を設置する。運営委員会の運営については、細則「運営委員会規定」で定める。

第6条 (認証機関)

認証機関は、次の活動に対する責任・権限を有する。

- 審査
- 判定(認証付与・取り消し・停止の決定)
- 公表
- 認証クラブ情報の維持管理
- 認証に関する異議申立て、クレームへの対応

認証機関は、全国協議会が務める。上記活動を行うために、判定委員会を設置する。判定委員会の運営については、細則「判定委員会規定」で定める。

全国協議会は、審査及び下記の認証機関の一部の事務業務については、第7条で示す審査機関の要件を満たす組織に委託するものとする。

- 窓口業務(手続き案内、問合せ対応)
- 認証証の送付
- 入金処理、決算報告

第7条 (審査機関)

審査機関として、全国協議会から審査業務を受託する組織は、次の要件を満たさなければならない。

- 適正な審査のための独立性、公平性の確保をできること
- 運営管理体制(審査員確保・進捗管理など)を確立できること
- リスク管理体制(機密保持・個人情報保護など)を確立できること
- 第三者評価に対する事業活動の実績、ノウハウを有すること

審査機関は、次の事項について、責任・権限を持つ。

- 申請受理、認証審査の契約
- 審査の実施(是正確認含む)
- 判定委員会への審査結果の報告

審査員の力量基準は、審査機関
と検討が必要

審査機関は、審査の実施に当たり、次の要件を満たす審査員を確保しなければならない。

- 必要な力量として業務経験を●●有する・・・、保有資格●●・・・。
- 個人的特質として●●・・・など

第8条 (申請支援組織)

申請支援組織は、都道府県体育・スポーツ協会（以下「都道府県体協」という。）が務める。申請支援組織は、登録クラブが本認証を申し出る場合、各都道府県単位で取りまとめを行い、審査機関へ申請書類を送付する。都道府県体協は、申請書類を取りまとめる際に、有効な登録がなされているかを確認した結果を審査機関に情報提供する。

第9条 (機密保持及び個人情報保護)

(1) (機密保持)

認証運営にかかわる各組織は、認証に関する業務を行う上で知り得た申請クラブ・認証クラブに関する情報の機密を保持し、書面による当該クラブの同意なしに第三者に開示しない。

ただし、次の事項については、この限りではない。

- 法令に基づく場合
- 情報を得る以前に、既に公知であった情報
- 認証運営にかかわる各組織とは別の第三者により、正当に開示された情報
- 国の機関若しくは地方公共団体が、法令で定める事務を遂行することに対して協力をする場合で、事前に当該クラブへ通知した場合

(2) (個人情報保護)

認証運営にかかわる各組織は、認証に関する業務を行う上で申請クラブ・認証クラブから入手した個人情報の利用目的を、認証業務に関わる範囲内とし、適切にこれを取扱うものとする。

第3章 認証プログラム(申請・審査・認証等のルール)

第9条 (審査プログラム)

本認証における審査プログラムは、表-1とする。

本認証の有効期限は、初回認証から3年間有効とする。

認証クラブは、初回認証日から1年ごとに認証の維持管理状況を確認するためのサーベイランスを受けなければならない。また、認証の有効期限の延長をする場合、有効期限満了前に更新審査を受けなければならない。更新審査を実施した場合は、サーベイランスを実施しないものとする。

表-1 本認証における審査プログラム

審査区分	実施目的	実施形式	実施時期	公表する情報
初回認証審査	初回認証申請について認証可否の判断のために実施する審査	初回申請書類に対する文書審査	随時	認証クラブのプロフィール
サーベイランス	認証の有効期間内の維持管理状況を確認するため審査	初回申請書類に対する文書審査(認証以降の活動実績を示すエビデンスの確認)	有効期間内の認証日から1年経過ごとに	・認証クラブのプロフィール ・公的機関との協働実績(クラブからの報告)
更新審査	認証の有効期間の延長可否の判断のために実施する審査	初回申請書類に対する文書審査(認証以降の活動実績を示すエビデンスの確認)	更新時期(初回認証取得から3年経過ごと)	・認証クラブのプロフィール ・公的機関との協働実績(クラブからの報告)
特別審査	次の場合に必要な確認を実施するための審査 認証が一時停止となった場合に、一時停止解除又は認証取消しを決定する場合 認証クラブの事業運営に大きな変更が発生した場合 認証クラブが、認証の信頼性を損なう重大な問題が発生させた場合などに、認証継続の可否を決定する場合	原則、文書審査。必要に応じて現地審査	必要な場合のみ	

申請受付を一定期間とするかは、審査機関と検討が必要

第 10 条 （初回認証申請）

（１）初回認証申請

初回認証申請を行うクラブ(以下「申請クラブ」という。)は、「初回認証申請書類」(様式 1-1)に必要事項を記入し、クラブ単位で管轄の都道府県体協へ提出する。

具体的な申請要領については、細則「申請規則」に定める。

都道府県体育・スポーツ協会は、申請クラブが申請時点で有効な登録クラブであることを確認できた場合、審査機関へ申請書類を取りまとめて送付する。

（２）初回認証申請受理及び認証審査に関する合意

審査機関は、提出された初回認証申請書類を確認し、申請クラブが本要項第 2 条で規定された要件を満たしており、申請書類に形式的欠陥がなかった場合、申請クラブに申請の受理通知を行う。第 2 条で規定された要件に合致しない場合、又は認証機関が認証対象として適切でないと判断した場合は、審査機関は申請不受理の通知を行う。

審査機関は、受理通知とともに、次の書類を申請クラブに送付する。

- 認証審査料の請求書
- 「認証審査に関する合意書」(様式 1-2)
- 本要項

合意書の取り交わしが成立した時点で、申請クラブと審査機関との間に認証業務の委託について、合意が成立したものとみなす。

（３）費用の納入

受理通知を受けた申請クラブは、審査機関の請求に基づき認証審査料を指定期日までに納入する。申請不受理の場合は、審査機関は認証審査料を請求しない。

受理通知を受けた申請クラブが、自己の都合により申請を取り下げる場合、審査機関は既に納入された認証審査料を返還しない。ただし、審査機関の都合により、審査を中止する場合又は実施した審査が無効になった場合には、審査機関は申請クラブに納入された認証審査料を返還する。認証審査料は別に定める。

第 11 条 （初回認証審査）

（１）審査の実施

審査機関は、担当審査員を選定し、審査を行うように指示をする。

審査員は、審査規則にしたがって審査を実施し、結果を審査結果詳細版(様式 2-2)へ記録するとともに、審査結果の通知を行う。

（２）是正処置

審査員は指摘事項を検出した場合、審査結果の通知を行う際に、是正処置を求める。

審査員は、指摘事項が検出されなかった場合、又は全ての指摘事項に対して是正処置完了を確認した場合に、審査を終了し、結果を判定委員会に上申する。申請クラブは、審査員から指摘事項に基づく是正依頼を受けた場合、双方で合意した期日までに速やかに是正処置を完了させ、是正処置依頼書/是正処置報告書(様式 2-3)によって、審査員に報告しなければならない。

ただし、審査機関の責任によらず、最初の是正処置依頼書の通知から 3 か月が経過してもなお、是正完了の確認ができない場合は、審査員はその時点で審査を中止し認証機関の判定委員会に報告する。

（３）審査結果の報告

審査員は実施した審査一件ごとに次の様式に記入し、判定委員会に審査結果の報告をする。

- 審査報告書(様式 2-1)
- 審査結果詳細版

- 申請書類(申請クラブ作成・提出分)

第12条 (判定)

認証機関は、審査報告を踏まえ、判定委員会にて合議により認証可否を決定する。判定委員会は、認証可否を審査機関へ通知し、認証証を交付する。審査機関はこの結果を申請クラブに通知するとともに、認証証を送付する。

第13条 (公表)

認証機関は、認証の付与、返上、失効、停止及び取消しに関する事項を Web サイト等により公表する。

認証クラブに関する公表情報は、次の項目とする。

- 初回認証時点の公表情報:認証クラブの名称、所在地、認証取得日、有効期限
- 維持更新時点の公表情報:上記に加えて、認証取得後の公的機関との協働実績件数

第14条 (サーベイランス・更新審査)

審査機関は、サーベイランス及び更新審査の実施に先立ち、認証クラブに対して、あらかじめ期日を指定したうえで、初回認証書類の更新版の提出を要請し、初回認証以降の事業活動について、認証基準との適合性を確認する。審査の実施方法については、第11条 (初回認証審査)に準じる。

また、認証クラブは初回認証以降において、介護予防分野に関して、市町村など公的機関との協働実績の件数について、サーベイランス及び更新審査の際に、審査機関へ報告するものとする。

認証クラブは、認証審査料について、審査機関の指定した期日までに納入する。

第15条 (特別審査)

審査機関は、特別審査として、次の場合に必要な確認を実施するための審査を臨時に行うことができる。

特別審査は原則として文書審査で実施するが、必要に応じて現地審査を実施することができる。

- 認証が一時停止となった場合に、一時停止解除又は認証取消しを決定する場合
- 認証クラブの事業運営に大きな変更が発生した場合
- 認証クラブが、認証の信頼性を損なう重大問題が発生させた場合など、認証継続可否を決定する場合

認証クラブは、審査機関から特別審査の実施の養成があった場合は、誠実に対応し受け入れなければならない。

第16条 (認証の一時停止・取消し)

認証機関は、認証クラブが次のいずれかに該当する場合は、当該事実の発生日より当該認証を一旦停止とし、判定委員会の決定により認証を取り消すことができる。

- 全国協議会のクラブ登録が停止された場合
- クラブを解散した場合
- クラブ運営組織が、倒産、会社更生手続又は民事再生手続などを開始した場合
- 重大な法令違反、意図的な法令違反又は重大事故の隠ぺいを行った場合
- 認証の信頼性を損なう行為があった場合
- 審査に適切な対応しない場合(虚偽の説明、受審拒否、是正処置が未実施など)
- 審査機関が定める期限までに、認証審査料が支払われない場合
- 認証クラブが自ら認証の取りやめを要請した場合

第17条 (認証登録の抹消)

認証機関は、次の場合に認証クラブの認証登録を抹消する。

- 認証の更新を行わない場合
- 全国協議会のクラブ登録が停止された場合
- 認証の返上、失効、取消しの決定をした場合

第4章 クラブの権利・義務

第18条 （審査への適切な対応）

申請クラブ及び認証クラブは、審査を受けるにあたって必要な資料の提供や対応を行い、審査に協力しなければならない。申請クラブ及び認証クラブは、審査員から提起された指摘事項の内容に合意した後、合意した期日までに是正措置を確実に完了しなければならない。

また、認証取得以降は、本要項をはじめとする認証に関する取決めに遵守し、適切に事業活動を行い、認証の信頼性を損なう活動をしてはならない。

第19条 （苦情、異議申立て）

認証クラブ及び申請クラブは、認証に関する苦情、異議について認証機関に対して申立てを行うことができる。認証機関は事務局を通じて受付、適切に対応するものとする。

第20条 （認証の返上）

認証クラブが自ら認証を返上する場合には、返上予定日の90日前までに、返上予定日及び返上理由を添えて、認証機関に届出をしなければならない。

第21条 （登録上の変更に伴う届出）

認証クラブは、次の場合、速やかに書面で認証機関に届出するものとする。

- クラブの所在地を変更する場合
- クラブの名称を変更する場合
- 第16条（認証の一時停止・取消し）にあたる事由が発生した場合

第22条 （認証の事実の公表）

（1）認証証・認証マーク等の使用

認証クラブは、認証されたことの事実を対外的に公表する場合は、細則6「認証クラブが認証を公表する際の規則」を遵守しなければならない。認証機関は、認証クラブに対して、認証マークの使用契約を締結し、認証クラブは締結した契約の範囲内で認証マークを使用することができる。認証証及び認証マークは有効期間に限り、認証クラブに使用を許諾するものであり、認証クラブは、これらを貸与・譲渡してはならない。

（2）認証の一時停止時の対応

認証クラブは、認証の一時停止となった場合は、認証マークの使用を含め認証の引用を含むすべての広告物の使用を停止しなければならない。

（3）認証の取消し又は返上時の対応

認証クラブが、認証の取消し又は返上となった場合、「認証証」を返却し、認証マークの使用を含め認証の引用を含むすべての広告物は、直ちに使用を取りやめるとともに、認証機関が提供した認証マークの清刷りを破棄又は返却しなければならない。

第5章 本要項の管理

第23条 （本要項の改正）

スキームオーナーは、本要項を改正したときは、最新版を申請クラブ・認証クラブに通知する。また、認証機関の媒体（Web サイト等）を通じて公表する。

第24条 （その他の事項）

本要項に記載されていない事項について疑義が生じた場合については、運営委員会において検討し、要項の追加・変更・削除を行うものとする。

細則 1

タイプ別認証(介護予防タイプ)の認証基準 ～登録クラブに対する要求事項～

1. 目的

本文書は、介護予防分野において公的な機関との協働を行うために、登録クラブが基本的に満たすべき要件と考えられる事項を要求事項として規定している。本文書は、本認証における認証審査の基準文書であるが、個々クラブの活動の画一化を意図したものではなく、当該分野における事業展開を強化しようとするクラブを支援することを意図している。

2. 規定内容

本文書は、認証の評価基準として3つの区分、14項目についての要求事項を規定している。

認証基準		
要求事項の区分		要求事項の内容
協働先としての適格性	1	クラブは、行政との効果的な協働の実現にむけた基本的な活動として、地域の介護予防に関する現状を把握しなければならない。
	2	クラブは、行政との効果的な協働の実現にむけた基本的な活動として、市町村の福祉部との連携・協働などの実績を有していなければならない。
	3	クラブは、介護予防に関する事業活動として、地域の高齢者が運動を通じて介護予防を実施するための場(運動教室等)を提供していなければならない。
運営管理・改善能力	4	クラブは、確実なクラブ運営のために、各スタッフの役割を明確にし、必要な人員を配置し、必要な指示や連絡がいつでも受けられるような体制をもたなければならない。
	5	クラブは、クラブ運営の在り方を継続的に改善するための仕組みを構築し、運用しなければならない。
	6	クラブは、新規入会申込み前に、クラブ利用に関する重要事項(あらかじめ合意を得ることが必要な事項)について、十分な説明を行わなければならない。
	7	クラブは、少なくとも緊急事態の発生時の対応として、火災、地震、事故発生についての対応手順を定め、緊急事態を想定した訓練を実施しなければならない。
	8	クラブは、事業活動に関するリスクを洗い出し、リスクの影響を踏まえて、リスク回避又は低減をするための対応策を検討し、実施しなければならない。
	9	クラブは、事業活動に関連して取得する、個人情報取り扱いの手順を決定しなければならない。
	10	クラブは、賠償責任を果たすための備えとして、少なくともクラブの事業活動の又は会員を適用対象とする保険(賠償保険、傷害保険など)の契約を行わなければならない。
専門性(サービス企画・提供能力)	11	クラブは、介護予防を目的とした教室の実施内容・運営方法の決定において、市町村事業において介護予防教室等の企画提案実績をもつ健康運動指導士相当の専門家に、効果・安全性について、妥当性の確認をうけられる体制を持たなければならない。
	12	クラブは、会員に向けた確実なサービスの提供のために、自らが主催する教室やサークルに関して、基本的な運営手順をクラブ内部で共有化するための仕組み(例えば業務手順書、マニュアルなどの作成)を持たなければならない。
	13	クラブは、スタッフのスキルや知識の維持や向上の必要性を把握し、必要な教育・訓練を計画的に実施しなければならない。
	14	クラブは、運営するサークル・教室等の指導者業務を外部のパートナーに依頼する場合は、 ①確実な業務提供を得られるようにするために、依頼に当たり相手先が必要な能力をもっていることを確認し、依頼内容を確実に伝えなければならない。 ②また依頼した業務の結果を確認できる仕組みを持たなければならない。
	15	クラブは、安全かつ効果的な介護予防プログラムを提供するために、専門的な技術・知識を持ったインストラクターを確保しなければならない。

運営委員会規定

1. 目的

本規定は、スキームオーナーが、次の活動への対応を決定するために設置する運営委員会の運営について定める。

- 認証スキームの維持・改定
- 認証の普及、活用促進

2.

今後検討する必要がある。

判定委員会規定

1. 目的

本規定は、スキームオーナーが、次の活動への対応を決定するために設置する判定委員会の運営について定める。

- 判定(認証付与・取消し・停止の決定)
- 公表
- 認証クラブ情報の維持管理
- 認証に関する異議申立て、クレームへの対応

今後検討する必要がある。

審査規則

具体的な内容は審査機関と検討が必要
※申請者には非公開とすべきもの

1. 目的

本規則は、審査員が申請クラブから提出された初回認証申請書類(様式 1-1)について、ばらつきなく評価を行うための方向性を示したものである。

2. 基本的な審査の方法

認証審査は、要求事項に対する適合性評価で実施する。

したがって、14 ある各要求事項について「2. 審査の判断基準」で示されたポイントが最低限押さえられていることが、「4. 要求事項を満たしていることの説明欄」及び「5. 説明の根拠となる資料名の記入欄」から、確認できれば、当該要求事項については適合と判断する。

一方、客観的証拠に基づいて、認証基準を満たしていないと判断される事項は、指摘事項の対象となる。

対面ではなく、文書審査であることに配慮し、提出されたエビデンスが不十分であり、適合が確認できない場合は、要確認として情報の追加を依頼する。

その結果明らかに実施すべき活動について、実施どころか認識すらされていないケースでは、指摘事項として通知し、是正依頼を行うことを基本的な対応とする。

			申請クラブ記入欄 (申請時に記入)		審査員の評価欄		申請クラブ記入欄
1. 認証基準	2. 審査の判断基準 (書面審査での判断のポイント) ※ (書類審査で何を提出すれば、OKか。)	3. エビデンス例	4. 要求事項を満たしていることの説明欄	5. 説明の根拠となる資料名の記入欄	6. 審査結果 ○=適合 △=要確認 ×=不適合	7. 審査員コメント	8. コメントへの対応結果
要求事項の区分	申請クラブに対する 要求事項	一般的にクラブから提出が想定 される書類・記録	左記「2と3」を参考として、自クラブが左記 「1」の要求事項を充足していることを説明する	4の客観的根拠となる、記録などの資料名を 記入する。(資料自体は添付してもらう)			
従来の活動 の継続性	クラブは、行政との協賛的な 活動の実施にも対し、基本的な 活動として、地域の介護予防 活動に関する現状を把握しなけ ればならない。	高齢者の健康づくり、介護予防に関するニュースや新聞など、地域の現状を 把握する活動の実地を裏付けるエビデンスが提示されること。	・地域の現状を把握するための情報源となる資料 (市町村の健康情報や、重点的施策説明資料 など) ・地域包括ケア関係者、地域住民からの定期的な情報収集 ・必要に応じて、クラブ内の会議資料、任意形式 による記録				
	クラブは、行政との協賛的な 活動の実施にも対し、基本的な 活動として、地域の介護予防 活動に関する現状を把握しなけ ればならない。	・地域の現状を把握するための情報源となる資料 (市町村の健康情報や、重点的施策説明資料 など) ・地域包括ケア関係者、地域住民からの定期的な情報収集 ・必要に応じて、クラブ内の会議資料、任意形式 による記録	・イベントへの参加記録、契約書 ・運動教室のワシット、事業計画書 ・内容を示す資料(ワシットなど)、及び提供実 施状況の記録				
従来の活動 の継続性	クラブは、行政との協賛的な 活動の実施にも対し、基本的な 活動として、地域の介護予防 活動に関する現状を把握しなけ ればならない。	・地域の現状を把握するための情報源となる資料 (市町村の健康情報や、重点的施策説明資料 など) ・地域包括ケア関係者、地域住民からの定期的な情報収集 ・必要に応じて、クラブ内の会議資料、任意形式 による記録	・イベントへの参加記録、契約書 ・運動教室のワシット、事業計画書 ・内容を示す資料(ワシットなど)、及び提供実 施状況の記録				
	クラブは、行政との協賛的な 活動の実施にも対し、基本的な 活動として、地域の介護予防 活動に関する現状を把握しなけ ればならない。	・地域の現状を把握するための情報源となる資料 (市町村の健康情報や、重点的施策説明資料 など) ・地域包括ケア関係者、地域住民からの定期的な情報収集 ・必要に応じて、クラブ内の会議資料、任意形式 による記録	・イベントへの参加記録、契約書 ・運動教室のワシット、事業計画書 ・内容を示す資料(ワシットなど)、及び提供実 施状況の記録				
従来の活動 の継続性	クラブは、行政との協賛的な 活動の実施にも対し、基本的な 活動として、地域の介護予防 活動に関する現状を把握しなけ ればならない。	・地域の現状を把握するための情報源となる資料 (市町村の健康情報や、重点的施策説明資料 など) ・地域包括ケア関係者、地域住民からの定期的な情報収集 ・必要に応じて、クラブ内の会議資料、任意形式 による記録	・イベントへの参加記録、契約書 ・運動教室のワシット、事業計画書 ・内容を示す資料(ワシットなど)、及び提供実 施状況の記録				
	クラブは、行政との協賛的な 活動の実施にも対し、基本的な 活動として、地域の介護予防 活動に関する現状を把握しなけ ればならない。	・地域の現状を把握するための情報源となる資料 (市町村の健康情報や、重点的施策説明資料 など) ・地域包括ケア関係者、地域住民からの定期的な情報収集 ・必要に応じて、クラブ内の会議資料、任意形式 による記録	・イベントへの参加記録、契約書 ・運動教室のワシット、事業計画書 ・内容を示す資料(ワシットなど)、及び提供実 施状況の記録				

3. その他、指摘事項として検出するケース

- 申請クラブの適切な運営について重大な疑いを生じさせる事項
- 本認証の信頼性に重大な問題を与える事項
- 本要項の規定事項に対する重大な違反があった場合

細則 5

申請規則

1. 目的

本規則は、クラブが初回認証申請書類(様式 1-1)を申請する際の具体的要領及び認証審査料・料金表を示したものである。

今後検討する必要がある。

細則 6

認証クラブが認証を公表する際の規則

1. 総則

本規則は、認証クラブが認証の事実を公表する際に遵守すべき事項を規定したものである。

2. 認証の公表に関する基本原則

認証クラブは、認証機関との契約に基づき、認証の引用及び認証マークの使用についての権利を有するが、使用にあたっては、本規則を遵守しなければならない。認証に関連して誤解を招く公表を自ら行うこと、また他者による公表も許してはならない。また、認証範囲外の活動（製品・サービス、事業、業務、部門、事業所・営業所、関連会社など）にも認証が及んでいると誤解されないようにしなければならない。認証の信頼性を損ない、又は社会的信用を失墜させる恐れのある方法で認証の公表をしてはならない。

認証証及び認証マークの使用・使用方法について、許可されているか否か明確に判断できない場合には、事務局に書面等にて確認しなければならない。

2. 認証マークの使用に関する基本原則

認証クラブは、認証の有効期間内のみ、かつ認証範囲の範囲で組織マークを使用することができる。レギュレーションについては、別途定めるマニュアルにしたがって使用しなければならない。

3. 認証証の使用に関する基本原則

認証クラブは、認証された範囲内、有効期限内において認証証を使用することができ、認証クラブの責任の下で認証証を複製することができる。カタログやウェブサイトへの写真掲載等で認証証を使用する際には、記載内容が判読できる大きさで表示しなければならない。

4. 文章での公表

文章で認証の事実を公表する場合は、「1. 認証の公表に関する基本原則」を遵守し、必ず認証範囲に誤認を与えないようにしなければならない。該当の文章には「タイプ別認証(介護予防タイプ)取得」等の表現を用い、その文章に認証範囲外の事項が掲載されている場合には、認証範囲外であることが識別できるようにしなければならない。

5. 認証の不適切な公表への対処

認証機関は、認証クラブが認証の地位の不適切な引用、又は認証証、認証マークの誤解を招く使用を行った場合、修正及び是正処置の要請、認証の一時停止、認証の取消し、違反の公表及び必要に応じて法的手段をとることを含む適切な処置を講じる。

様式 1-1

初回認証申請書類

具体的な内容は審査機関と検討が必要

タイプ別認証(介護予防タイプ)
初回認証申請書類

基準文書:「タイプ別認証(介護予防タイプ)の認証基準～登録クラブに対する要求事項～」(第1版)

クラブ名称 ^①			
所在地 ^②	〒 ^③ 住所 ^④		
代表者 署名 ^⑤	審査に必要な資料として、下記資料を準備しましたので、提出します。^⑥ また、当クラブは、タイパ別認証要項に規定された、申請要件を満たしており、提出した書類の内容について、虚偽の内容は含まれていないことを誓約いたします。^⑦ 作成年月日: _____^⑧ 作成者署名: _____ 印^⑨		
届出申請日 ^⑩	年	月	日 ^⑪

1.

初回認証申請書類の記入にあたって、

1. 本様式の目的
2. 記入方法
3. 記入例

2.

エビデンス資料一覧

チェック欄	進し番号	資料名称	更新日
☐	No.1		
☐	No.2		
☐	No.3		
☐	No.4		
☐	No.5		
☐	No.6		
☐	No.7		
☐	No.8		

[illegible]

(様式 1-2)

「認証審査に関する合意書」

具体的な内容は審査機関と検討が必要

御中

2018 年 月 日

審査報告書

具体的な内容は審査機関と検討が必要

審査機関名
審査員名

御申請いただきました、初回認証審査の結果につきまして、下記にてお知らせいたします。

1. 実施した審査の範囲

[申請クラブ名]	
[所在地]	
[代表者 氏名]	

2. 審査結果

[審査日]	2018年 ○月 ○日
[担当審査員]	
[審査結果]	□審査結果①: 認証基準に適合していると評価いたします。 ※すべて基準に適合していることが確認できましたので、認証の判定委員会に上申いたします。判定の結果が出るまでお待ちください。
	□審査結果②: 追加の情報提供、修正等をお願いいたします。 ※御提出の情報だけでは十分な評価ができませんでしたので、追加の情報提供、修正等をお願いいたします。御対応が必要な個所は、「別紙・審査結果詳細版」にて御確認ください。 ※追加の情報提供等の結果、適合していると判断できる場合は、上記「審査結果①」と結果を修正し、再度審査結果通知書をお送りいたします。 ※不適合が明らかになった場合は、下記「審査結果③」と結果を修正し、再度審査結果通知書をお送りいたします。この場合、必要な対応(是正処置)の実施により認証取得が可能となります。
	□審査結果③: 認証基準に対して不適合と見受けられる部分があります。是正処置を実施し、不適合事項の解消をお願いいたします。 ※“是正処置”を実施し、結果を審査員まで御報告ください。“是正処置”が必要な個所は「別紙・審査結果詳細版」にて御確認ください。報告をいただいた後、審査員が再度、適合しているかどうかを確認いたします。

3. 審查資料提出先(審查員連絡先):

審査資料の御提出、審査に関するお問合せにつきましては、下記担当者に直接ご連絡ください。

Mode of Transport	Number of People
Car	15
Train	10
Bus	8
Bicycle	5
On foot	3

様式 2-2

審査結果詳細版

具体的な内容は審査機関と検討が必要

是正処置依頼書/是正処置報告書

指摘事項	
指摘事項発生の真の原因	
真の発生原因を取り除く是正処置の内容	
是正実施日	

様式 3

認証証

具体的な内容は審査機関と検討が必要

【制度モデル(案)に基づくタイプ別認証要項(案)の試行】 申請書類(案) (Cクラブ)				申請クラブ記入欄 (申請時に記入)	
1.認証基準		2.審査の判断基準	3.エビデンス例	4.要求事項を満たしていることの説明欄	5.説明の根拠となる資料名の記入欄
要求事項 の区分	申請クラブに対する要求事項	(書面審査での判断のポイント) ↓ (書類審査で何を提出すれば、OKか。)	一般的にクラブから提出が想定される書類・記録	左記「2と3」を参考として、自クラブが左記「1」の要求事項を充足していることを説明する	4の客観的根拠となる、記録などの資料名を記入する。(資料自体は添付してもらう)
協働先としての 適格性	クラブは、行政との効果的な協働の実現にむけた基本的な活動として、地域の介護予防に関する現状を把握しなければならない。	高齢者の健康づくり、介護予防に関するニーズや課題など、地域の現状を把握する活動の実施を裏付けるエビデンスが提示されること。	・地域の現状を把握するための情報源となる資料(市町村の調査結果や、重点的施策説明資料など) ・地域包括ケア関係者、地域住民からの定期的な情報交換	各種調査や計画立案に際して、行政調査の委員参加等により、現状共有を行政と行っている。 クラブドクター(理事長 内科医:スポーツドクター)より最新の地域医療情報を入手している。	・E町スポーツ振興計画策定委員会アンケート調査(平成13年) ・C市スポーツ振興計画(平成18年～) ・第2次C市スポーツ推進計画(平成28年)
		把握した地域の現状(高齢者の健康づくり、介護予防に関する、具体的なニーズや課題など)の把握結果について、エビデンスが提示されること。	・企画提案書、クラブ内の会議資料、任意形式による記述	主な目的である介護予防(1次予防)達成するための主な項目(有酸素運動・筋力トレーニング・脳トレ)を契約書内に記載。	C市との契約書
	クラブは、行政との効果的な協働の実現にむけた基本的な活動として、市町村の福祉部との連携・協働などの実績を有していなければならない。	介護予防にかかわらず、市町村の福祉部の活動に、クラブとして参画した実績をしめす、エビデンスが提示されること。	・イベントへの参加記録、契約書	C市の「健康づくり推進会議」(医師・歯科医師・介護専門職・保健師等)やスポーツ振興会議へのメンバー参加。	会議記録等
	クラブは、介護予防に関する事業活動として、地域の高齢者が運動を通じて介護予防を実施するための場(運動教室等)を提供していなければならない。	運動教室などを主催するなど、地域の高齢者が運動を通じて介護予防を実施するための場を提供していることのエビデンスが提示されること。	・運動教室のパンフレット、事業計画書	市内7会場を利用申請書に記載(C市配布)	利用申請書
		提供実績のある、高齢者を対象とした介護予防向けプログラム内容について、エビデンスが提示されること。	・内容を示す資料(パンフレットなど)、及び提供実績をしめす記録など	全国各地での事例発表資料及び医学専門誌、健康づくり専門誌掲載記事 平成14年から65歳以上の参加者に実施した、文科省の新体力テストの16年分のデータ蓄積(個人の複数年のデータ変遷 経験年数別データ変化 参加者、非参加者の認知症テストの比較他)	厚生労働白書 臨床スポーツ医学 東北活性研冊子 他多数 新体力テストソフトを使用し、クラブで独自集計したデータ蓄積
運営管理・ 改善能力	クラブは、確実なクラブ運営のために、各スタッフの役割を明確にし、必要な人員を配置し、必要な指示や連絡がいつでも受けられるような体制をもたなければならない。	クラブ運営の実施体制として、スタッフの役割及び指示系統、スタッフ間の連絡方法について、決定されていることを示す、エビデンスが提示されること。	・実施体制図(指揮命令系統図含む) ・緊急連絡体制図	各プログラム担当(指導及び指導補助)を明確にしている。緊急時、常勤スタッフやクラブドクターは各自携帯の番号リストを利用し、非常勤やボラスタッフはネット連絡システムを契約し利用している。	プログラム担当図 緊急時電子連絡システム:スマートバード(県内の学校関係が利用)
	クラブは、クラブ運営の在り方を継続的に改善するための仕組みを構築し、運用しなければならない。	クラブ会員からの声、満足度などを把握し、改善に活用していることについて、エビデンスが提示されること。	・アンケート、クラブ内ミーティングメモ	毎年1回のアンケートと分析 クラブ運営委員会 スタッフミーティング	アンケート結果 各会議録
		日々のクラブ運営結果について、クラブ運営側で報告・共有する仕組み(例えば記録様式、報告・共有手順など)があり、改善に活用していることについて、エビデンスが提示されること。	・業務日報、クラブ内ミーティングメモ	各プログラム別に業務日報を備え、担当者が提出している。結果を常勤スタッフで共有。	プログラム別業務日報 スタッフミーティング記録
		事故、業務上の不具合、クレーム等の発生した不具合事象について、再発防止にむけた仕組み(不具合内容の記録様式、処理手順など)があり、改善に活用していることについて、エビデンスが提示されること。	・クレーム受付窓口の設置、 事故・トラブル・クレーム等の記録様式、処理手順、会議録、業務マニュアル	クレームに関しては現場の人間が受けるため、窓口は現場。 プログラム別にスタッフが対応。	メディカル部会会議録(スポーツドクター含む) スタッフミーティング記録
	クラブは、新規入会申込み前に、クラブ利用に関する重要事項(あらかじめ合意を得ることが必要な事項)について、十分な説明を行わなければならない。	新規入会申込み前に、クラブ利用に関する重要事項の説明事項を行っていることについての、エビデンスが提示されること。	・入会申込書、ガイダンス資料、入会規則	プログラム別に申込時に説明	入会申込書 プログラム紹介
	クラブは、少なくとも緊急事態の発生時の対応として、火災、地震、事故発生についての対応手順を定め、緊急事態を想定した訓練を実施しなければならない。	緊急連絡体制、連携している医療機関、及び火災、地震、事故発生についての対応手順を定めたエビデンスが提示されること。	・危機管理マニュアル ・緊急連絡体制図	利用施設がすべて行政施設の為、各施設の管理者の指示を仰ぐことにしている。 他、非常口等の確認は各施設で行っている。	項目9に準ずる。
		緊急事態を想定した訓練の内容・実施を示したエビデンスが提示されること。	・避難訓練実施記録 ・インストラクター担当者のCPR講習の実施記録	避難訓練は指定管理施設では、年2回実施。 CPRはスタッフ、クラブ指導者で定期的に実施	訓練実施表 普通救急講習終了証
	クラブは、事業活動に関するリスクを洗い出し、リスクの影響を踏まえて、リスク回避又は低減するための対応策を検討し、実施しなければならない。	会員に関する次のリスク事象について、洗い出しを行い必要な安全管理対策が取られていることを示す、エビデンスの提示がされること。 - 身体的安全に関するリスク(例えばけがの発生) - 財産的安全に関するリスク(例えば盗難、個人情報の漏えい) - 衛生に関するリスク(例えば感染症、食中毒)	・安全管理に関するマニュアル (健康チェック、実施中のモニタリング、ペース配分などを含む) ・安全点検(場所、設備、用具の点検記録) ・危機管理マニュアル	介護関係に関しては参加時の問診票、参加承諾書(受診中の場合は主治医の所見・処方内容含む) 提出後クラブドクターがすべてチェック プログラム開始時には実施記録表に体調チェック欄(血圧チェック付き)	問診票、参加承諾書 体調チェック表
		クラブの活動において使用する施設、設備及び用具に関する点検及び維持管理方法を示す、エビデンスが提示されること。	・保有する施設・設備・機器の保有リスト、点検記録	施設設備は行政財産を使用	C市保有リスト(エアロバイク45台 ランニングマシン12台 を事業に使用)

【制度モデル(案)に基づくタイプ別認証要項(案)の試行】 申請書類(案) (Cクラブ)				申請クラブ記入欄 (申請時に記入)	
1.認証基準		2.審査の判断基準	3.エビデンス例	4.要求事項を満たしていることの説明欄	5.説明の根拠となる資料名の記入欄
要求事項 の区分	申請クラブに対する要求事項	(書面審査での判断のポイント) ↓ (書類審査で何を提出すれば、OKか。)	一般的にクラブから提出が想定される書類・記録	左記「2と3」を参考として、自クラブが左記「1」の要求事項を充足していることを説明する	4の客観的根拠となる、記録などの資料名を記入する。(資料自体は添付してもらう)
運営管理・改善能力	クラブは、事業活動に関連して取得する、個人情報の取扱いの手順を決定しなければならない。	個人情報に関する次の事項が、決定され管理されていることを示すエビデンスが提示されること。 - 管理すべき個人情報を含む媒体として、管理対象となるもの - 個人情報の取得及び使用についての同意を得る方法 - 個人情報の漏えい、改ざんを防ぐための管理方法 - 個人情報が流出した場合の対応方法	・入会規則、重要事項の説明文書 ・個人情報保護方針 ・取得した情報の管理状況(PCのアクセス管理など)	プライバシーポリシーを整備後、マイナンバー制度創設時に更に細かく整備	プライバシーポリシー(ホームページに明示) マイナンバー関係は取扱い担当者を決め、ペーパーズ並びに電子媒体は鍵のかかる保管庫に収納 個人情報及び肖像権等の使用時は本人の承諾を得てから使用
	クラブは、賠償責任を果たすための備えとして、少なくともクラブの事業活動の又は会員を適用対象とする保険(賠償保険、傷害保険など)の契約を行わなければならない。	少なくともクラブの事業活動、又は会員を適用対象とする保険への加入を示すエビデンスが提示されること。	・保険契約書の写し	会員取扱いの民間保険(イベント保険等)及び指導者用を含めて、スポーツ安全保険を併用	スポーツ安全保険証書 東京海上日動証書
専門性 (サービス企画・提供能力)	クラブは、介護予防を目的とした教室の実施内容・運営方法の決定において、市町村事業において介護予防教室等の企画提案実績をもつ健康運動指導士相当の専門家に、効果・安全性について、妥当性の確認をうけられる体制を持たなければならない。	・効果・安全性について、妥当性の確認を実施する健康運動指導士等の氏名、所属及び市町村事業において介護予防プログラムの企画提案実績を示すエビデンスが提示されること。	・健康運動指導士の資格証明証 ・市町村事業における介護予防プログラムの企画提案実績	健康運動指導士 1名 実践健康運動指導士各 1名 日スポ協プログラマー・障がい者スポーツ指導員(初級) 他、外部トレーナー	左記、資格証
	クラブは、会員に向けた確実なサービスの提供のために、自らが主催する教室やサークルに関して、基本的な運営手順をクラブ内部で共有化するための仕組み(例えば業務手順書、マニュアルなどの作成)を持たなければならない。	少なくとも自らが主催する教室やサークルに関して、基本的な運営手順を示したエビデンスが提示されること。	・業務手順書、マニュアル	プログラムごとの日報に記載	各プログラム日報
	クラブは、スタッフのスキルや知識の維持や向上の必要性を把握し、必要な教育・訓練を計画的に実施しなければならない。	クラブの運営のスタッフに関して、少なくとも接遇、安全講習に関する教育・訓練の実施計画/記録を示す、エビデンスが提示されること。	・スタッフ研修記録、外部セミナープログラム、テキスト	・内部指導者(援助委スポーツリーダー 23名)に対し、担当プログラムに絞った研修(年複数回) ・常勤スタッフに関しては、県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会主催のスキルアップセミナーを受講 ・介護、健康づくり、青少健康づくり、青少年スポーツに関しては、適宜、クラブ負担の研修会受講を進め行っている。	各種研修記録
	クラブは、運営するサークル・教室等の指導者業務を外部のパートナーに依頼する場合は、 ①確実な業務提供を得られるようにするために、依頼に当たり相手先が必要な能力をもっていることを確認し、依頼内容を確実に伝えなければならない。 ②また依頼した業務の結果を確認できる仕組みを持たなければならない。	①の判断基準 クラブが運営するサークル・教室等の指導者のうち直接雇用していない指導者について、依頼に当たりクラブが能力を把握していることを示すエビデンス、及び依頼内容を確実に伝えていることを示すエビデンスが提示されること。 ②の判断基準 クラブが、依頼した業務結果を確認する仕組みがあることを示すエビデンスが提示されること。	①についてのエビデンス例 相手先の能力を把握していることを示すエビデンス:業務経験、資格等のわかる経歴書など、これまでの依頼実績など 依頼内容を伝えていることを示すエビデンス:契約書、依頼状/承諾書、業務指示書など ②についてのエビデンス例 依頼した業務の結果報告をうけていることを示すエビデンス:業務日報、レポートなど	15年前のスタート時には、介護1次予防は一般に開始されたばかりの事業であり、専門家は不在であった。大学の介護予防を参考に、県内の検査機関(県労働衛生医学協会ヘルスケアトレーナー・・・クラブ設立に関わる)やC市誘致のスポーツ専門学校の有資格トレーナー(各種資格あり)、健康運動指導士等を指導者として依頼。 現在、クラブ内有資格スタッフに切り替え(3名)外部への指導謝金流出を抑制し外部は1名のみ。(当初外部指導者謝金515万円⇒現在84万円)	公的機関への指導者依頼の為、その機関への確認のみ。 原則有資格者のみへの依頼の為、所属先のない健康運動指導士等は、資格証を確認している。
	クラブは、安全かつ効果的な介護予防プログラムを提供するために、専門的な技術・知識を持ったインストラクターを確保しなければならない。	下記①と②の両方を満たす人員が少なくとも1名以上いること。 ①保有する運動指導資格や修了した研修(安全管理・運動生理学・運動プログラム作成等の研修科目を含むもの) 【該当する一例】 ・介護予防運動指導員/主任指導員(東京都健康長寿医療センター) ・健康運動指導士 /健康運動実践指導者(健康・体力づくり事業団) ・ヘルスケア・トレーナー/ヘルスケア・リーダー(中央労働災害防止協会) ・コーチ/上級コーチ・教師・上級教師(日本スポーツ協会) ・公認トレーニング指導士(日本体育施設協会) ・ヘルスフィットネスインストラクター(ACSM) ・アスレチックトレーナー(NATA・日本スポーツ協会) ・パーソナルトレーナー 及び フィットネストレーナー (A F A A) ・エアロビクダンスインストラクター(JAFA) ・スポーツ指導員(中級)・(上級)(日本障がい者スポーツ協会) ・高齢者体力づくり支援士マスター(公益財団法人体力づくり指導協会) ・体育系大学及び総合大学の体育学部並びに社会体育系専門学校等卒業者 ②介護予防向けの運動指導業務経験、実績等	・介護予防プログラムを実施する場合に、インストラクターを担当する可能性があるスタッフのリスト ・上記リストに掲載されたスタッフについての、「保有する資格や、講習の修了履歴」、「介護予防向けの運動指導業務経験、実績等」の概要	項目20に記載する指導資格者が、平成15年の介護予防事業を平成15年にJ合併前の旧E町役場から受託、その後旧F村からの申し入れによる事業受託を開始した。 平成16年六か町村の合併により誕生したC市全域(7地区400名規模)で受託し今日に至る。 経験年数は 健康運動指導士資格者 15年 プログラマー資格者 14年 実践健康運動指導士資格者 3年 外部指導者(各種資格保有者) 15年	平成14年度、toto資金活用によるプレ事業時の契約書から、平成30年までの16通の契約書

【制度モデル(案)に基づくタイプ別認証要項(案)の試行】 申請書類(案) (Dクラブ)				申請クラブ記入欄 (申請時に記入)	
1.認証基準		2.審査の判断基準	3.エビデンス例	4.要求事項を満たしていることの説明欄	5.説明の根拠となる資料名の記入欄
要求事項 の区分	申請クラブに対する要求事項	(書面審査での判断のポイント) ⇕ (書類審査で何を提出すれば、OKか。)	一般的にクラブから提出が想定される書類・記録	左記「2と3」を参考として、自クラブが左記「1」の 要求事項を充足していることを説明する	4の客観的根拠となる、記録などの資料名を記入 する。(資料自体は添付してもらう)
協働先と しての適 格性	クラブは、行政との効果的な協働の実現にむけた基本的な活動として、地域の介護予防に関する現状を把握しなければならない。	高齢者の健康づくり、介護予防に関するニーズや課題など、地域の現状を把握する活動の実施を裏付けるエビデンスが提示されること。	・地域の現状を把握するための情報源となる資料(市町村の調査結果や、重点的施策説明資料など) ・地域包括ケア関係者、地域住民からの定期的な情報交換	平成26～27年実施D市生きがいセミナー G地区の元気な高齢者づくり事業、市長寿支援課と協働しリーダーを育成し芝地区に5つサークル「体力維持向上塾」を立ち上げる	・D市長寿支援課作成 「芝地区の元気な高齢者づくり事業」 打合せ報告
		把握した地域の現状(高齢者の健康づくり、介護予防に関する、具体的なニーズや課題など)の把握結果について、エビデンスが提示されること。	・企画提案書、クラブ内の会議資料、任意形式による記述	・D市の現状と特性を考慮した介護予防のための取組の企画に対し助成を受け2年間実施	・助成事業完了報告(民間企業)
	クラブは、行政との効果的な協働の実現にむけた基本的な活動として、市町村の福祉部との連携・協働などの実績を有していなければならない。	介護予防にかかわらず、市町村の福祉部の活動に、クラブとして参画した実績をしめす、エビデンスが提示されること。	・イベントへの参加記録、契約書	市介護予防「ギフトボックス」事業に応募し 5教室採択を受け実施 生き生きデイサービス	・D市介護予防ギフトボックス申請書・報告書 ・生き生きデイサービス契約書 ・市健康フェスティバル資料測定データと報告
	クラブは、介護予防に関する事業活動として、地域の高齢者が運動を通じて介護予防を実施するための場(運動教室等)を提供していなければならない。	運動教室などを主催するなど、地域の高齢者が運動を通じて介護予防を実施するための場を提供していることのエビデンスが提示されること。	・運動教室のパンフレット、事業計画書	定期クラスとして介護予防関連12教室実施	クラブ内広報「気まぐれ通信」 クラブスケジュール
		提供実績のある、高齢者を対象とした介護予防向けプログラム内容について、エビデンスが提示されること。	・内容を示す資料(パンフレットなど)、及び提供実績をしめす記録など	2ステップテスト(運動器チェック)を継続的に実施	2ステップテスト記録
運営管 理・ 改善能力	クラブは、確実なクラブ運営のために、各スタッフの役割を明確にし、必要な人員を配置し、必要な指示や連絡がいつでも受けられるような体制をもたなければならない。	クラブ運営の実施体制として、スタッフの役割及び指示系統、スタッフ間の連絡方法について、決定されていることを示す、エビデンスが提示されること。	・実施体制図(指揮命令系統図含む) ・緊急連絡体制図	組織図及び安全管理マニュアルに指示系統 連絡体制を記載し、スタッフ研修時に確認	団体組織図(担当者記載) 安全管理マニュアル
	クラブは、クラブ運営の在り方を継続的に改善するための仕組みを構築し、運用しなければならない。	クラブ会員からの声、満足度などを把握し、改善に活用していることについて、エビデンスが提示されること。	・アンケート、クラブ内ミーティングメモ	運営ミーティングを定期的実施	・事業報告書 ・アンケート
		日々のクラブ運営結果について、クラブ運営側で報告・共有する仕組み(例えば記録様式、報告・共有手順など)があり、改善に活用していることについて、エビデンスが提示されること。	・業務日報、クラブ内ミーティングメモ	月間業務報告書に記入し、必要な際には随時メールにて情報を共有	業務報告書
		事故、業務上の不具合、クレーム等の発生した不具合事象について、再発防止にむけた仕組み(不具合内容の記録様式、処理手順など)があり、改善に活用していることについて、エビデンスが提示されること。	・クレーム受付窓口の設置、 事故・トラブル・クレーム等の記録様式、処理手順、会議録、業務マニュアル	不具合については予兆の段階で定期運営ミーティングにて改善計画をたてる 事故が起きた際には対応後事故報告書へ記入 クレーム対応には1次2次対応者にて対応し苦情対応ファイルに詳細を記入	苦情対応ファイル 事故報告書
	クラブは、新規入会申込み前に、クラブ利用に関する重要事項(あらかじめ合意を得ることが必要な事項)について、十分な説明を行わなければならない。	新規入会申込み前に、クラブ利用に関する重要事項の説明事項を行っていることについての、エビデンスが提示されること。	・入会申込書、ガイダンス資料、入会規則	教室など体験後の対応は指導者、クラブへの電話等による問合せからの利用説明は運営スタッフが随時行う	入会申込書・クラブ案内・スケジュール・規約
	クラブは、少なくとも緊急事態の発生時の対応として、火災、地震、事故発生についての対応手順を定め、緊急事態を想定した訓練を実施しなければならない。	緊急連絡体制、連携している医療機関、及び火災、地震、事故発生についての対応手順を定めたエビデンスが提示されること。	・危機管理マニュアル ・緊急連絡体制図	安全管理マニュアルを活用し 年間2回の対応手順確認	安全管理マニュアル (上記内)緊急連絡体制図
		緊急事態を想定した訓練の内容・実施を示したエビデンスが提示されること。	・避難訓練実施記録 ・インストラクター担当者のCPR講習の実施記録	安全管理マニュアルを活用し 年間1回CPR研修会・施設ごとAED確認	安全管理マニュアル 研修記録(写真)・AED 配置図
	クラブは、事業活動に関するリスクを洗い出し、リスクの影響を踏まえて、リスク回避又は低減をするための対応策を検討し、実施しなければならない。	会員に関する次のリスク事象について、洗い出しを行い必要な安全管理対策が取られていることを示す、エビデンスの提示がされること。 - 身体的安全に関するリスク(例えばけがの発生) - 財産的安全に関するリスク(例えば盗難、個人情報の漏えい) - 衛生に関するリスク(例えば感染症、食中毒)	・安全管理に関するマニュアル (健康チェック、実施中のモニタリング、ペース配分などを含む) ・安全点検(場所、設備、用具の点検記録) ・危機管理マニュアル	リスクのある動作とその変換方法についてクラブ内研修実施 安全管理マニュアルを活用し健康チェックとモニタリングのための研修会を実施 入会申込書(アクティブフィット・ウォーキングclub)では身体リスクに関する問診など実施 衛生管理として消毒スプレーを準備	入会時の問診 研修カリキュラム 安全管理マニュアル
		クラブの活動において使用する施設、設備及び用具に関する点検及び維持管理方法を示す、エビデンスが提示されること。	・保有する施設・設備・機器の保有リスト、点検記録	公共施設以外の活動では個々に対応 クラブ内備品確認	備品リスト AED 配置図

【制度モデル(案)に基づくタイプ別認証要項(案)の試行】 申請書類(案) (Dクラブ)				申請クラブ記入欄 (申請時に記入)	
1.認証基準		2.審査の判断基準	3.エビデンス例	4.要求事項を満たしていることの説明欄	5.説明の根拠となる資料名の記入欄
要求事項 の区分	申請クラブに対する要求事項	(書面審査での判断のポイント) ⇕ (書類審査で何を提出すれば、OKか。)	一般的にクラブから提出が想定される書類・記録	左記「2と3」を参考として、自クラブが左記「1」の 要求事項を充足していることを説明する	4の客観的根拠となる、記録などの資料名を記入 する。(資料自体は添付してもらう)
運営管 理・ 改善能力	クラブは、事業活動に関連して取得する、個人情報の取扱いの手順を決定しなければならない。	個人情報に関する次の事項が、決定され管理されていることを示すエビデンスが提示されること。 - 管理すべき個人情報を含む媒体として、管理対象となるもの - 個人情報の取得及び使用についての同意を得る方法 - 個人情報の漏えい、改ざんを防ぐための管理方法 - 個人情報が流出した場合の対応方法	・入会規則、重要事項の説明文書 ・個人情報保護方針 ・取得した情報の管理状況(PCのアクセス管理など)	個人情報保護方針について研修会の実施 個別の会員情報についてはインターネットにつながらないパソコンに記録	個人情報保護方針
	クラブは、賠償責任を果たすための備えとして、少なくともクラブの事業活動の又は会員を適用対象とする保険(賠償保険、傷害保険など)の契約を行わなければならない。	少なくともクラブの事業活動、又は会員を適用対象とする保険への加入を示すエビデンスが提示されること。	・保険契約書の写し	賠償保険及び会員の活動に関する 傷害保険に加入しホームページにも提示	保険契約書の写し
専門性 (サービス 企画・提 供能力)	クラブは、介護予防を目的とした教室の実施内容・運営方法の決定において、市町村事業において介護予防教室等の企画提案実績をもつ健康運動指導士相当の専門家に、効果・安全性について、妥当性の確認をうけられる体制を持たなければならない。	・効果・安全性について、妥当性の確認を健康運動指導士等の氏名、所属及び市町村事業において介護予防プログラムの企画提案実績を示すエビデンスが提示されること。	・健康運動指導士の資格証明証 ・市町村事業における介護予防プログラムの企画提案実績	介護予防運動事業にかかわる指導者は 有資格者であり市に対しての事業提案をおこなっている	健康運動指導士・介護予防運動指導員 などによる市に対する企画提案書
	クラブは、会員に向けた確実なサービスの提供のために、自らが主催する教室やサークルに関して、基本的な運営手順をクラブ内部で共有化するための仕組み(例えば業務手順書、マニュアルなどの作成)を持たなければならない。	少なくとも自らが主催する教室やサークルに関して、基本的な運営手順を示したエビデンスが提示されること。	・業務手順書、マニュアル	事業ごとに運営内容や見本資料を提示し、共有 運営手順シート・サークル立ち上げ参考資料 「生き生きデイサービス」確認事項	運営手順シート・サークル立ち上げ参考資料 「生き生きデイサービス」確認事項
	クラブは、スタッフのスキルや知識の維持や向上の必要性を把握し、必要な教育・訓練を計画的に実施しなければならない。	クラブの運営のスタッフに関して、少なくとも接遇、安全講習に関する教育・訓練の実施計画/記録を示す、エビデンスが提示されること。	・スタッフ研修記録、外部セミナープログラム、テキスト	スタッフ研修計画にそった内部研修 指導者育成コース実施により会員から 指導者を育成し、かつ内部研修も実施	スタッフ研修計画 指導者育成コースカリキュラム
	クラブは、運営するサークル・教室等の指導者業務を外部のパートナーに依頼する場合は、 ①確実な業務提供を得られるようにするために、依頼に当たり相手先が必要な能力をもっていることを確認し、依頼内容を確実に伝えなければならない。 ②また依頼した業務の結果を確認できる仕組みを持たなければならない。	①の判断基準 クラブが運営するサークル・教室等の指導者のうち直接雇用していない指導者について、依頼に当たりクラブが能力を把握していることを示すエビデンス、及び依頼内容を確実に伝えていることを示すエビデンスが提示されること。 ②の判断基準 クラブが、依頼した業務結果を確認する仕組みがあることを示すエビデンスが提示されること。	①についてのエビデンス例 相手先の能力を把握していることを示すエビデンス:業務経験、資格等のわかる経歴書など、これまでの依頼実績など 依頼内容を伝えていることを示すエビデンス:契約書、依頼状/承諾書、業務指示書など ②についてのエビデンス例 依頼した業務の結果報告をうけていることを示すエビデンス:業務日報、レポートなど	外部パートナー:法人格をもつなどの団体は特になし。個人事業主レベルの契約指導者は現状ほぼ専任であるが、契約書有	指導者業務委託契約書 月別集計報告書
	クラブは、安全かつ効果的な介護予防プログラムを提供するために、専門的な技術・知識を持ったインストラクターを確保しなければならない。	下記①と②の両方を満たす人員が少なくとも1名以上いること。 ①保有する運動指導資格や修了した研修(安全管理・運動生理学・運動プログラム作成等の研修科目を含むもの) 【該当する一例】 ・介護予防運動指導員/主任指導員(東京都健康長寿医療センター) ・健康運動指導士 /健康運動実践指導者(健康・体力づくり事業団) ・ヘルスケア・トレーナー/ヘルスケア・リーダー(中央労働災害防止協会) ・コーチ/上級コーチ・教師・上級教師(日本スポーツ協会) ・公認トレーニング指導士(日本体育施設協会) ・ヘルスフィットネスインストラクター(ACSM) ・アスレチックトレーナー(NATA・日本スポーツ協会) ・パーソナルトレーナー 及び フィットネストレーナー (A F A A) ・エアロビックダンスインストラクター(JAFA) ・スポーツ指導員(中級)・(上級)(日本障がい者スポーツ協会) ・高齢者体力づくり支援士マスター(公益財団法人体力づくり指導協会) ・体育系大学及び総合大学の体育学部並びに社会体育系専門学校等卒業者 ②介護予防向けの運動指導業務経験、実績等	・介護予防プログラムを実施する場合に、インストラクターを担当する可能性があるスタッフのリスト ・上記リストに掲載されたスタッフについての、「保有する資格や、講習の修了履歴」、「介護予防向けの運動指導業務経験、実績等」の概要	介護予防事業を受託するうえでスタッフの経歴資格などに関する資料を保管 また、事業に関する実績説明書を作成	・介護予防運動指導員 ・健康運動指導士 ・介護予防運動スペシャリスト ・認知症予防ファシリテーター ・スポーツプログラマーなどの資格証明 など保有資格証のコピーや経歴のまとめ

4. 「総合型地域スポーツクラブにおける登録・認証制度の整備について」（平成31年2月12日スポーツ庁）

総合型地域スポーツクラブにおける登録・認証制度の整備について

平成 31 年 2 月 12 日
スポーツ庁

第 2 期スポーツ基本計画（平成 29 年 3 月 24 日文部科学大臣決定）において、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）の質的充実を図るための具体的施策として掲げられた登録・認証等の制度の整備について、その枠組みは以下のとおりとする。

この枠組みに基づき、2020 年度を目途に総合型クラブの登録・認証等の制度の整備を進めていくこととする。なお、総合型クラブが行政等とパートナーシップを構築し、公益的な事業体としての役割を果たすことを制度整備の目的としていることから、運用に当たっては、都道府県行政も主体的に関わることが必要であるとともに市区町村行政との連携・協力も必要である。

【参考】第 2 期スポーツ基本計画（平成 29 年 3 月 24 日文部科学大臣決定）（抜粋）

○国は、日体協、総合型クラブ全国協議会、JSC 及び地方公共団体等と連携し、総合型クラブによる行政等と協働した公益的な取組の促進を図るための登録・認証等の制度の枠組みを策定し、これに基づき、日体協及び各都道府県体育協会等は、関係団体と連携し、総合型クラブの登録・認証等の制度を整備する。（平成 27 年度現在 0→目標 47 都道府県）

1. 登録・認証の基準について

(1) 「登録」・「認証」の定義

- ①「登録」とは、総合型クラブからの申請に基づき、制度の運用主体が「登録基準」に合致したと判断した場合に、総合型クラブとしての名簿に記載する手続とする。
- ②「認証」とは、当該クラブが登録手続を完了した後、当該クラブからの申請に基づき、制度の運用主体があらかじめタイプ別に用意した「認証基準」のいずれかのタイプに当該クラブをあてはめ、タイプに応じて当該クラブを名簿に記載する手続とする。

(2) 「登録基準」の在り方

- ①子供から高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ」であること。
- ②自主的・自立的に運営されるために必要となる持続可能な運営体制や活動に見合った財源が確保されていること。
- ③規約に基づく運営や自己点検・評価に基づく活動計画の作成など、公的機関・組織と連携した公益的な取組を促進するために必要となるガバナンスが確保されていること。

以上の要件に加えて、各都道府県において地域の実情に応じた独自の登録基準を加えることや基準の適用範囲を判断できる制度とするとともに、全ての要件等が満たされないクラブに対する支援を行うなど、育成・支援するための基準として運用していくこととする。

(3) 「認証基準」の在り方

総合型クラブが地域課題に応えるための「社会的な仕組み」として定着していくことを目指すため、運動・スポーツによる介護予防事業の実施、放課後児童クラブ・放課後子供教室におけるスポーツ活動の機会の提供、学校運動部活動において学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備など、スポーツを通じた地域の課題解決に向けた取組を基本的要件とする。

2. 制度の運用体制について

(1) 運用体制の在り方

- ① (公財) 日本スポーツ協会の組織内組織である総合型地域スポーツクラブ全国協議会 (SC 全国ネットワーク) には、47 都道府県に整備された総合型クラブ連絡協議会を通じて加入しているクラブ数が平成 29 年 8 月末時点で 2,758 となっている。この数は、全国の育成クラブ数の約 77% を占める。このことから、新たな登録・認証制度は、(公財) 日本スポーツ協会が総合型地域スポーツクラブ全国協議会を基盤として整備する。
- ② (公財) 日本スポーツ協会が新たな登録・認証制度の運用主体として機能するためには、総合型地域スポーツクラブ全国協議会における加入基準の統一化や、組織運営に関わる関係者の権利と義務等を明らかにするなど、ガバナンスを確立することが必要と考えられる。
- ③ 都道府県における運用の体制については、都道府県体育・スポーツ協会と都道府県総合型クラブ連絡協議会を主体とするが、都道府県の実情に応じた運用体制の構築が必要と考えられる。

(2) 登録・認証の手続 (審査) 方法

- ① 総合型クラブの申請に基づき都道府県単位で行う。
- ② 審査の客観性を担保することを目的に、制度の運用主体であるスポーツ団体は、都道府県行政等の第三者を含む会議体を設置し、書類審査及び実地審査等により審査する。

(3) 登録・認証の更新手続 (審査) 方法

- ① 更新手続を毎年度行い、その手続については、前項「登録・認証の手続 (審査) 方法」を準用することが考えられる。
- ② 更新手続を行うことで、総合型クラブによる自己点検・評価の実施を促進する。また、制度の運用主体であるスポーツ団体は自己点検・評価の実施状況を把握し、分析した上で、第三者評価を含め、総合型クラブが持続可能な活動を行えるようになるための自己点検・評価の実施体制の在り方を検討する必要がある。

5. 制度がもたらす効果の検証（有識者等へのヒアリング）

制度モデルがもたらす効果の検証(有識者等へのヒアリング)

1. 都道府県行政担当者

期 日 平成 31 年 3 月 19 日 (火) 16 時～16 時 55 分
ヒアリング対応者 A 県地域スポーツ課職員 1 名
方 法 電話ヒアリング

(1) 総合型クラブへの効果

①認知度の向上

- ・都道府県行政が市町村担当者会議等において、登録された総合型クラブを紹介すること等を通じて、市町村行政における総合型クラブの認知度が向上する可能性がある。
- ・市町村行政における総合型クラブの認知度が向上すれば、市町村行政が広報誌やホームページ等で地域住民に対して総合型クラブの周知をすることにつながり、結果的に地域住民における認知度の向上が期待できる。

②信頼性の向上

- ・登録認定証を総合型クラブの活動場所に掲示することができれば、当該クラブ側は、公的に認められた団体であることを地域住民へアピールすることができるため、クラブに対する信頼性の向上につながることも期待できる。

(2) 地域住民への効果

①利便性の向上

- ・市町村行政における総合型クラブの認知度が向上すれば、市町村行政が広報誌やホームページ等で地域住民に対して総合型クラブの周知をすることにつながり、結果的に地域住民が総合型クラブを見つけやすくなることが期待できる。

②安心感の醸成

- ・登録認定証が総合型クラブの活動場所に掲示されていれば、公的に認められた団体であることが確認できるため、参加者にとって安心感の醸成につながることを期待できる。

(3) 公的機関・関係機関への効果

①利便性の向上

- ・行政担当者に人事異動が生じた場合、制度があることで後任の担当者が総合型クラブの実情を把握しやすくなっていれば、スムーズな引継ぎができることが期待できる。
- ・都道府県行政にとっては、市町村行政へ総合型クラブを周知する際の一つの根拠として活用することが期待できる。
- ・市町村行政と総合型クラブが連携・協力した取組を行いやすくなることで、結果的に地域課題の解決につながることを期待できる。

②安心感の醸成

- ・一定の基準を満たした総合型クラブであることから、行政として安心して地域住民へ当該クラブの活動等を広報することが可能となることが期待できる。
- ・行政が連携・支援する団体を決める際、信用性の基準として活用することが期待できる。

2. 市町村行政担当者

期 日 平成 31 年 3 月 22 日（金）11 時～12 時
ヒアリング対応者 A 町教育課職員 1 名
方 法 電話ヒアリング

（1）総合型クラブへの効果

①認知度の向上

- ・市町村行政が広報誌やホームページ等で地域住民に対する総合型クラブに関する周知が期待でき、地域住民における認知度が向上する可能性がある。

②信頼性の向上

- ・任意団体として活動している総合型クラブにとっては、登録・認証によって、公的に認められていることが証明でき、地域住民からの信頼性が向上することが期待できる。
- ・制度により、総合型クラブにおける PDCA サイクルが定着して、総合型クラブの質が向上すれば、より一層総合型クラブに対する信頼性の向上が期待できる。

（2）地域住民への効果

①利便性の向上

- ・（1）総合型クラブへの効果及び（3）公的機関・関係機関の効果が得られることで、質の高いサービスを受けられる総合型クラブを検索できるようになることが期待できる。

②安心感の醸成

- ・（1）総合型クラブへの効果及び（3）公的機関・関係機関への効果が得られることで、安心感の醸成が期待できる。

（3）公的機関・関係機関への効果

①利便性の向上

- ・市町村行政が策定しているスポーツ推進計画の目標達成に向けた取組促進が期待できる。
- ・総合型クラブの情報を見える化することができれば、市町村行政内のスポーツ担当部局以外に対して総合型クラブの情報共有が可能になり、様々な分野の地域課題解決に向けた取組が期待できる。

②安心感の醸成

- ・任意団体については、登録・認証によって、公的に認められていることが証明できるため、行政側が連携・支援する団体を決める際の信用性の基準として活用することが期待できる。

3. 総合型クラブ関係者

期 日 平成 31 年 3 月 22 日（金）9 時 30 分～10 時 30 分
ヒアリング対応者 A クラブ事務局長 1 名
方 法 電話ヒアリング

（1）総合型クラブへの効果

①認知度の向上

- ・総合型クラブへの支援体制が確立され、国や都道府県行政が、総合型クラブに対する支援や広報をすることにより、市町村行政における総合型クラブの理解促進が期待できる。

②信頼性の向上

- ・基準が示されることで、基準を目標として総合型クラブの質的向上が促進され、結果的ににより一層、信頼性が向上することが期待できる。

（2）地域住民への効果

①利便性の向上

- ・（1）総合型クラブへの効果が得られることで、身近な環境に安心、安全なスポーツ環境の構築が期待できる。

②安心感の醸成

- ・（1）総合型クラブへの効果が得られることで、安心感の醸成が期待できる。

（3）公的機関・関係機関への効果

①利便性の向上

- ・ヒアリング項目としなかった。

②安心感の醸成

- ・ヒアリング項目としなかった。

4. クラブアドバイザー

期 日 平成 31 年 3 月 18 日（月）13 時 30 分～14 時 35 分
ヒアリング対応者 B 県クラブアドバイザー 1 名
方 法 電話によるヒアリング

（１）総合型クラブへの効果

①認知度の向上

- ・日本スポーツ協会及び都道府県体協が総合型クラブの広報をすることにより、全国的な認知度の向上が期待できる。
- ・スポーツ庁や都道府県行政においても、広報誌やホームページに登録された総合型クラブを掲載することにより、これまで総合型クラブに関わりがなかった地域住民に対する認知度の向上が期待できる。

②信頼性の向上

- ・基準が明確になることで、実態が分かりやすくなり、市町村行政担当者の総合型クラブへの理解が促進され、信頼性の向上が期待できる。

（２）地域住民への効果

①利便性の向上

- ・（１）総合型クラブへの効果及び（３）公的機関・関係機関への効果が得られることで、地域住民にとって地域スポーツ環境の充実やスポーツを通じた地域課題の解決に向けた取組が促進され、スポーツに限らず様々な利便性の向上が図られることが期待できる。

②安心感の醸成

- ・（１）総合型クラブへの効果及び（３）公的機関・関係機関への効果が得られることで、安心感の醸成が期待できる。

（３）公的機関・関係機関への効果

①利便性の向上

- ・総合型クラブの基準が明確になることで、実態が分かりやすくなり、市町村行政担当者の総合型クラブへの理解が促進されることが期待できる。
- ・市町村行政担当者に人事異動が生じて、制度があることで、後任の担当者にも総合型クラブへの理解が継続されることが期待できる。
- ・市町村行政が新たに総合型クラブを育成する際には、目指す姿が分かりやすくなることを期待できる。

②安心感の醸成

- ・一定の基準を満たした団体であることから、市町村行政が事業委託をする際の根拠の一つとなることが期待できる。

5. 日本障がい者スポーツ協会

期 日 平成 31 年 3 月 7 日（木）14 時～16 時

ヒアリング対応者 事務局職員 2 名

場 所 日本障がい者スポーツ協会会議室

（１）総合型クラブへの効果

①認知度の向上

ヒアリング項目としなかった。

②信頼性の向上

ヒアリング項目としなかった。

（２）地域住民への効果

①利便性の向上

ヒアリング項目としなかった。

②安心感の醸成

ヒアリング項目としなかった。

（３）公的機関・関係機関への効果

①利便性の向上

- ・制度により把握できた総合型クラブの情報を日本障がい者スポーツ協会でも共有することができれば、地域の障がい者スポーツ協会等の登録団体へも総合型クラブの情報を周知しやすくなることが期待できる。

②安心感の醸成

- ・登録基準に障がい者スポーツ指導者資格保有者の配置を定める等、障害者スポーツ環境の整備に関する基準が設けられれば、障害者にとっても安心して総合型クラブで活動ができるようになることが期待できる。

6. 全国スポーツ推進委員連合

期 日 平成 31 年 3 月 20 日（水）11 時～12 時
ヒアリング対応者 役員 1 名、事務局職員 1 名
場 所 日本スポーツ協会会議室

（１）総合型クラブへの効果

①認知度の向上

ヒアリング項目としなかった。

②信頼性の向上

ヒアリング項目としなかった。

（２）地域住民への効果

①利便性の向上

ヒアリング項目としなかった。

②安心感の醸成

ヒアリング項目としなかった。

（３）公的機関・関係機関への効果

①利便性の向上

- ・この制度が市町村行政に認知されれば、スポーツ推進委員における総合型クラブの認知度も向上し、総合型クラブへの積極的な参画等、スポーツ推進委員の活動が活性化することが期待できる。
- ・地域事情に詳しいスポーツ推進委員と総合型クラブが連携することで、地域スポーツ環境の充実や、行政と連携したスポーツを通じた地域課題の解決に向けた取組の促進が期待できる。

②安心感の醸成

- ・市町村行政が制度に関わることができれば、スポーツ推進委員としてより一層総合型クラブとの連携・協力を行う根拠となり、スポーツ推進委員から地域住民に向けて総合型クラブの周知をしやすくなることが期待できる。

7. A株式会社

期 日 平成 31 年 3 月 15 日（金）14 時～15 時
ヒアリング対応者 A株式会社（損害保険会社） 課長 1 名
場 所 日本スポーツ協会会議室

（1）総合型クラブへの効果

①認知度の向上

ヒアリング項目としなかった。

②信頼性の向上

ヒアリング項目としなかった。

（2）地域住民への効果

①利便性の向上

ヒアリング項目としなかった。

②安心感の醸成

ヒアリング項目としなかった。

（3）公的機関・関係機関への効果

①利便性の向上

- ・制度モデルはクラブ単位の登録であるため、会員情報が把握できないものと見受けられるが、企業にとっては、クラブの会員情報を適切なルールの下で企業へも提供されるのであれば、商品開発への活用や総合型クラブと連携した取組促進等が可能になると考えられる。
- ・一定の基準を満たした総合型クラブであることで信頼性が向上すれば、地元企業等からの協賛も得やすくなる可能性がある。

②安心感の醸成

- ・一定の基準を満たした総合型クラブであるということは、企業側が連携する際には安心感がある。

8. B株式会社

期 日 平成 31 年 3 月 22 日（金）13 時 30 分～15 時
ヒアリング対応者 B株式会社（コンサルティング会社） 上席主任研究員 1 名
場 所 B株式会社会議室

（1）総合型クラブへの効果

①認知度の向上

ヒアリング項目としなかった。

②信頼性の向上

ヒアリング項目としなかった。

（2）地域住民への効果

①利便性の向上

ヒアリング項目としなかった。

②安心感の醸成

ヒアリング項目としなかった。

（3）公的機関・関係機関への効果

①利便性の向上

- ・公的機関が、総合型クラブの会員数や年齢層、会員の運動量・行動変化等のデータを活用することができるのであれば、公的機関側でも地域課題の解決に向けた効果的な施策の検討が可能になることが期待できる。
- ・総合型クラブの参加者が加齢や心身状態の低下等により活動できなくなった際に、行政の実施する虚弱高齢者向けの予防プログラムや、地域包括支援センター等につなぐといった紹介・連携があれば、地域の切れ目のない連携が実現し、行政として信頼できるパートナーとなることが期待できる。
- ・市町村行政の総合型クラブへの理解が進むことで、スポーツを通じたまちづくりや社会福祉等様々な分野との連携が促進することが考えられる。
- ・タイプ別認証における介護予防タイプ認証基準は、介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業に共通する部分もあり、総合型クラブが当該事業の取組を実施する際には、効果的な認証となる可能性はある。
- ・ただし、近年の介護予防の考え方は、高齢者（特に 75 歳以上）の社会参加の促進やフレイル予防等、要支援・要介護状態にならないことを目指すものである。今回示された介護予防タイプ認証基準は 75 歳以上の方が参加するプログラムとしては運動量が激しいイメージがあるため、介護予防の名称を用いるよりも健康増進を掲げた方が行政からみた場合の誤解が生じないものと考えられる。

②安心感の醸成

ヒアリング項目としなかった。